

○山口市教育委員会会議傍聴人規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第3号

改正 平成27年3月26日教育委員会規則第2号

第1条 会議を傍聴しようとする者は、受付において備付けの傍聴人名簿に、その住所及び氏名を明記して傍聴人席に着かねばならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、山口市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が傍聴を不適當と認めた者

第3条 団体に傍聴しようとするときは、代表者があらかじめその旨を教育長に申し出なければならない。

第4条 教育長は、必要があると認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

第5条 傍聴人は、どのような理由があっても傍聴席以外の場所に入ることはできない。

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 服装を整えること。
- (2) 帽子を着用しないこと。
- (3) 静粛を守り、私語談笑しないこと。
- (4) 委員の議事に対し批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、騒がしい行為をし、議事の妨

害となる行為をしないこと。

2 前項各号のほか、すべて係員の指示に従わなければならない。

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等を行うとしようとするときは、あらかじめ教育長の許可を受けなければならない。

第8条 教育長は、秘密会を開くとき、及びこの規則に違反した者と認めるときは、直ちに傍聴を禁止し、退場を命ずることができる。

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教育委員会規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この規則による改正後の第2条第3号、第3条、第4条、第8条及び第9条の規定は適用せず、この規則による改正前の第2条第4号、第3条、第4条、第7条及び第8条の規定は、なおその効力を有する。